

建設工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について

建設工事請負契約書の条項〔金銭的保証・無保証用〕（以下「工事請負契約書」という。）第 26 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、下記のとおり運用することとする。

記

1. 主要な工事材料

（1）単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、別紙の『単品スライド条項対象品目』とする。

2. 適用対象工事

（1）単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

変動額（各品目）＝（ $M_{\text{変更(各品目)}}$ － $M_{\text{当初(各品目)}}$ ）×（1＋消費税及び地方消費税の税率/100）

$M_{\text{当初(各品目)}}$ ＝{ $p_1 \times D_1$ ＋ $p_2 \times D_2$ ＋……＋ $p_m \times D_m$ } × k

$M_{\text{変更(各品目)}}$ ＝{ $p'_1 \times D_1$ ＋ $p'_2 \times D_2$ ＋……＋ $p'_m \times D_m$ } × k

$M_{\text{当初(各品目)}}$ ：価格変動前の各品目の金額（税抜）

$M_{\text{変更(各品目)}}$ ：価格変動後の各品目の金額（税抜）

p ：設計時点における各品目に該当する各材料の単価

p' ：4. の規定に基づき算定した価格変動後における各品目に該当する各材料の単価

D ：5. の規定に基づき各品目に該当する各材料について算定した対象数量

k ：落札率

（2）請負代金の部分払をした工事における、（1）に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、7. の規定に基づき、発注者又は受注者が当該部分払の対象となった出来高部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を通知した場合は、請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、2. (1) の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。この場合において、請負代金額の100分の1は請求者の負担となる。

$$S = S' \times 110/100$$

【増額スライドの場合】

$$S' = (M_{\text{変更(品目1)}} - M_{\text{当初(品目1)}}) + (M_{\text{変更(品目2)}} - M_{\text{当初(品目2)}}) + \cdots + (M_{\text{変更(品目m)}} - M_{\text{当初(品目m)}}) - P \times 1/100 / (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

【減額スライドの場合】

$$S' = (M_{\text{変更(品目1)}} - M_{\text{当初(品目1)}}) + (M_{\text{変更(品目2)}} - M_{\text{当初(品目2)}}) + \cdots + (M_{\text{変更(品目m)}} - M_{\text{当初(品目m)}}) + P \times 1/100 / (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

S : スライド額（税込）

S' : スライド額（税抜）（千円未満切り捨て）

M_{当初(各品目)} : 2. (1) に同じ

M_{変更(各品目)} : 2. (1) に同じ

P : 2. に規定する請負代金額（税込）

- (2) スライド額の算定にかかるM_{変更(各品目)}の取り扱いは以下の通りとする。なお、燃料油については、4. (2) の規定に基づく。

【増額スライドの場合】

燃料油以外の対象品目については、受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を品目ごとに合計した金額（消費税等相当額を除く。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)のM_{変更(各品目)}を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM_{変更(各品目)}に代えて受注者の各品目の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

なお、実際の購入金額が(1)のM_{変更(各品目)}を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6. (1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)のM_{変更(各品目)}に代えて受注者の各品目の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

【減額スライドの場合】

燃料油以外の対象品目については、受注者がスライド額について変更協議の内容に異議のある場合は、実際の購入金額を算定し、これらの実際の購入金額が（１）の $M_{\text{変更}}(\text{各品目})$ を上回る場合にあっては、（１）の規定にかかわらず、（１）の $M_{\text{変更}}(\text{各品目})$ に代えて受注者の各品目の実際の購入金額を用いて、（１）の算式によりスライド額を算定する。

（３）（２）の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① ６．の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が ５．に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額。
- ② ６．の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が ５．に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。

（４）スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

４．価格変動後の各品目の金額（ $M_{\text{変更}}(\text{各品目})$ ）の算定方法

スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価（ p' ）は次に定めるとおりとする。

（１）燃料油以外の対象品目

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格とする。ここにいう「実勢価格」とは、当該月に対する最新の「三重県設計単価表」によるものとし、記載のないものについては「物価資料」掲載価格等とする。

なお、対象材料の搬入の月及び数量は、工事請負契約書第 13 条第 2 項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入の月及び数量とする。

＜対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合＞

【増額スライドの場合】

各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格とする。

【減額スライドの場合】

設計数量を対象材料を搬入した月数で平均した数量とする。設計数量に対して端数が生じた場合は、最終月で調整を行う。

(2) 燃料油

工期の始期が属する月から工期末が属する月の前月までの間において、「三重県設計単価表」をもとに、対象材料の単価が適用される日数を加重平均して算定した単価とする。

5. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ①設計図書(営繕工事にあつては、工事仕様書。以下同じ。)に記載された数量があるときは、当該数量。
- ②数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量。
- ③設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7.の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を通知した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来高部分等に係る数量を控除する。

6. 搬入の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

【増額スライドの場合】

(1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が燃料油以外の対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

【減額スライドの場合】

(3) 発注者が単品スライド条項の適用を請求し、受注者がスライド額について変更協議の内容に異議のある場合は、受注者が対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入の月を証明する書類を提出するものとする。

(4) 受注者が(3)に定める必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(3)に規定する事項を確認できず、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、スライド額を発注者が定め、受注者に通知する。

【共通】

(5)(1)(3)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入の月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入の月の実勢価格を搬入の月ごとの搬入数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

7. 部分払時の取扱

本運用適用後、工事請負契約書第 38 条に基づき、請負代金の部分払を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来高部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を通知するものとする。

8. 部分引渡し

工事請負契約書第 39 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

9. 請負代金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(2) (1) に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、工事請負契約書第 26 条第 8 項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を「工期末から 45 日前の日」を基本とし、これを (1) の請求があった日又は請求を行った日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。

(3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

10. 全体スライド及びインフレスライドを行う場合の特則

工事請負契約書第 26 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項の規定（以下「全体スライド及びインフレ条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、2.

（１）中「請負代金額」とあるのは「全体スライド及びインフレ条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各品目に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における各品目に該当する各材料の単価（工事請負契約書第 26 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」とし、３．（１）中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第 26 条第 3 項の変動後残工事代金額又は第 6 項の請求により算出される変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、０とする。））」とする。

附 則

この通知は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行し、適用する。

単品スライド条項対象品目

品目	該当工事材料
鋼材類	鉄筋、形鋼、矢板、鋼管（杭）、ダクティル鉄管、ボルトナット、鉄線、鉄網等鉄製品
燃料油	ガソリン、軽油、重油、混合油
その他金属類	ステンレス製品、アルミニウム製品、銅製品等非鉄金属製品
その他石油製品	合成ゴム等石油製品、瀝青系資材等
コンクリート類	生コンクリート、セメントモルタル、セメント
アスファルト類	加熱アスファルト混合物、アスファルト乳剤等
コンクリート製品類	U字溝、L形側溝、ボックスカルバート、コンクリート擁壁、その他 PC 製品等
石材類	砕石・砂（再生材を含む）、捨石、栗石、張り石、山土など
木材類	角材、木杭、横矢板など木製品
合成樹脂類	硬質塩化ビニル管、一般用ポリエチレン管等合成樹脂製品
タイル類	内外装タイル、床タイルなど
ガラス類	フロートガラス、強化ガラスなど
内装ボード類	石こうボード、岩綿吸音板、けい酸カルシウム板

※品目の分類は、上記を基本とする。

※上記分類にない品目等については監督員と協議のこと。

※単品スライド条項の対象とする工事材料は、同条項の主旨により、当該工事の「主要な工事材料」であること。